

Weekly Report

第456号
平成30年5月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

役員に対して支給する給与の取扱い

◆多くの中小企業が支給する「定期同額給与」

役員に対する給与を損金算入するためには一定の制限があり、多くの中小企業は定期同額給与（支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額）を支給しています。

定期同額給与の支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があり、利益調整目的や一時的な資金繰りなどのために事業年度の中で改定した場合には、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合や、職制上の地位の変更などの一定事由によって事業年度中に支給額を改定する場合、損金算入が認められます。

なお、29年4月から所得税や住民税、社会保険料等を控除した金額が同額である定期給与についても、損金算入が認められます。

◆税務上、役員と同様に扱われる「みなし役員」

給与の損金算入が制限される税法上の役員には、取締役や監査役などの会社法等で規定され

た役員だけではなく、「みなし役員」に該当する方も同様の扱いになります。

みなし役員とは、①法人の使用人以外の者で、その法人の経営に従事している方（例えば、取締役になっていない会長や顧問などが実質的に法人の経営に従事している場合など）、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満たし、経営に従事している方（例えば、社長の親族が使用人として勤務している場合など）、いずれかに該当する方です。

なお、みなし役員に該当する場合は、使用人兼務役員にはなれません。

法人番号を活用した情報の検索・収集

法人に対して指定する法人番号は、マイナンバー（個人番号）とは異なり、自由に利用できます。

国税庁法人番号公表サイトでは、法人番号と併せて、「商号又は名称（30年4月以降、フリガナも公表）」、「本店又は主たる事務所の所在地」が公表されており、検索機能のほか、ダウンロード等により無償で取得できます。（商号や所在地等に変更があった場合は、変更履歴も含む）。

また、法人番号による情報の検索・収集・利用を容易にするため、今年から行政機関が法人に関する情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付など）を公開する際は、法人番号を併記することが原則とされました。

国民年金の5年後納制度は今年9月まで

老齢年金の受給資格期間は、原則10年（120月）以上となりましたが、満額の老齢基礎年金を受け取るには国民年金保険料を40年間、納付する必要があります。

保険料の納め忘れで未納となっている期間がある場合、原則として納付期限から2年過ぎると時効によって納付できなくなりますが、時限措置として5年前まで遡って納めることができる「5年の後納制度」が実施されています。

この制度は今年9月をもって終了となります。